

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼「パラスポーツ大会～競技記録会～
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)」
水泳競技実施要領

1 競技規則

令和6(2024)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 使用プール

- (1) プールの水深は200cmとする。途中でプールの底に立つことができないので、競技者は余裕をもって泳ぐことができる種目に出場すること。
- (2) プールの水温は28～29℃とする。
- (3) 入退水専用レーンには、両隅に低床フロアーを設置する。

3 招集

- (1) 招集は、競技開始予定時刻の30分前から行い、15分前までに完了する。
- (2) 招集時刻に遅れた選手は、棄権とみなす。
- (3) 競技時刻は、進行の都合により変更する場合があるため、放送・掲示板等に十分注意すること。
- (4) 選手は、招集時に主催者が用意したADカードを必ず携帯すること。
- (5) 前レースの表彰終了時間から次レースの招集終了時間までが10分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出ることにより、代行することができる。
- (6) 障害区分23の者が装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が、光の漏れがないかを確認する。確認後、そのゴーグルをプールに入場する際に装着し、競技終了まで外してはならない。

4 リレーオーダー用紙の提出

リレーオーダー用紙は、その種目が行われる60分前までにリゾリユーションデスクに提出すること。

5 選手紹介

ゲートから1人ずつ(1チームずつ)入場し、その際に選手紹介を行う。入場は、8レーンから順に行く。ゲート後方への選手誘導は競技役員が、レーンへの選手誘導は競技補助員が行う。

6 介助者等

- (1) 障がいによりやむを得ず介助者による補助や指示が必要な選手については、介助者または同伴者の入場を許可することができる。

(2) 申請が必要となる競技者と障害区分

ア 競技規則上可能な介助

(ア) スタート介助（入退水介助含む。）

- ・水中スタートの際、身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない競技者
- ・安全にスタート台上等に立つまたは座ること、およびそれまでの移動が困難な競技者

(イ) タッピング

a 障害区分 23

※必ず介助が必要。（50m種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要）

b 障害区分 24

イ 競技規則以外で可能な介助

(ア) 入退水介助

安全に入退水することが困難な競技者

ウ 競技規則以外で可能な同伴

(ア) 情緒不安定

障害区分26及び同等の障害が重複する競技者（他の競技者に迷惑をかける場合に限る。）

(イ) 種目の指示

障害区分26及び同等の障害が重複する競技者（泳ぐ種目・距離を理解できない場合に限る。）

(3) 申請

ア 介助及び同伴を必要とする選手は、参加申込時にその理由を添えて主催者に申請しなければならない。

イ 本項(2)「申請対象となる障害区分」以外で同等の障がいをもつ、介助又は同伴を必要とする場合は、参加申込時にその理由を添えた申請が必要である。

ウ 参加申込以後、介助者を要する事情が発生した場合は、出場競技開始予定時刻の60分前までに「介助許可証（ビブス）交付申請書」をリゾリユーションデスクに提出し、審判長の許可を得なければならない。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障がいの種類や程度によらない理由での申請は認めない。

(4) 禁止事項

ア 介助者、同伴者は、競技エリアおよび招集所においてのコーチング（声かけを含む）をしてはならない。

(ア) 他の選手の迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

(イ) 本項(2)ウ(イ)「種目や距離の指示」の場合は、同伴者による確認のための声かけは認める。

イ 介助者、同伴者は、競技エリアおよび招集所において許可されたこと以外をしてはならない。（カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用）

7 誘導

- (1) 競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従うこと。
- (2) 選手は競技終了後、競技役員及び競技補助員の誘導により、選手解散所にて解散する。なお、入賞者については、表彰式終了後、選手解散所にて選手出迎えの者に引き継ぐものとする。

8 出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

聴覚障がい者のスタートは、光刺激スタート合図システムを使用する。

9 計時

- (1) 計時は、自動審判計時装置及び半自動審判計時装置を使用する。
- (2) 有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は、半自動審判計時装置により計測した記録とする。

10 浮具の使用

障害区分22の浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

11 貸出車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。この場合、主催者に対して参加申込時に申請すること。なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

12 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にする。ただし、編成上やむを得ず種目順を変更することがある。

13 開始式・表彰式

(1) 開始式

ア 開始式は、競技開始前にプールサイドで行う。

イ 開始式に参加する選手は、開始式開始10分前までに、プールサイドの指定された場所に集合すること。

ウ 開始式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

(2) 表彰式

ア 表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

イ 表彰式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

14 撮影

- (1) 介助者または同伴者による競技エリアでの撮影は禁止する。
- (2) フラッシュ撮影は禁止する。

15 更衣・服装

- (1) 世界水泳連盟の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により世界水泳連盟の公認した水着の着用が不可能な場合、会場到着次第速やかに「世界水泳連盟規定外の水着使用申請書」をリゾリキューションデスクへ提出し、審判長の許可を得ること。
- (2) 更衣は、更衣室を利用すること。異性の介助を必要とする者は、参加申込時に申請のうえ、専用の更衣室を使用すること。
- (3) 更衣室及び競技エリア以外では、水着及び裸足の状態で歩き回らないこと。

16 ウォームアップ

ウォームアップについては、主催者において別途定める。

17 その他

- (1) 競技エリアへは、競技者のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (3) 土足禁止の区域制限を守ること。
- (4) 競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。
- (5) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (6) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。